不審な電話・はがき等による請求【振り込め詐欺】

※振り込め詐欺とは

配偶者や子、孫になりすまして交通事故の示談金などと言って多額の現金を振り込ませ、だまし取ろうとするなりすまし詐欺(オレオレ詐欺)、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等と呼んでいたものを総称するものです。

なりすまし詐欺(オレオレ詐欺)や架空請求等、身に覚えのない請求があった場合は、安易に振込みを行わないでください。不審に思われる場合は、警察、消費生活センター、国民生活センターにご相談ください。

- ・警察官や弁護士、相手方当事者等の複数の人物が窓口に出て演技をしながら振込みを急がせようとする手口が目立っています。
 - ※特に「交通事故」「妊婦」「破水」「示談」などの言葉が出たら要注意です。
- ・被害に遭わないためには、以下にご注意ください。 (1)こちらから名前を呼んではいけません。(2)一旦電話を切り、自分から本人に電話しましょう。(3)ご家族、知人などに相談しましょう。